

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取り扱いについて

新型コロナワクチン接種は、令和6年3月までは「臨時接種」として実施していましたが、令和6年4月以降は「任意接種」または「定期接種」として接種することになりました。そのため、令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取り扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なりますのでご注意ください。

救済の請求日は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の接種日は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

いいえ

いいえ

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

- ①65歳以上
- ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち
定期接種
対象者

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の
「**臨時接種**及び**A類疾病の定期接種**」
として市町村に請求

予防接種健康被害救済制度の
「**B類疾病の定期接種**」
として市町村に請求

医薬品副作用被害救済制度で
**(独)医薬品医療機器総合機構
(PMDA)**に請求